



Title	一八八七年の動産抵当貸付禁止令（Das Lombard-Verbot）について
Author(s)	田中, 友次郎
Citation	社会科学論叢, 8, pp.37-43; 1958
Issue Date	1958-02-28
URL	http://hdl.handle.net/10069/33790
Right	

This document is downloaded at: 2019-03-22T23:06:54Z

一八八七年の動産抵当貸付禁止令

(Das Lombard-Verbot) のこと

田中友次郎

“Lombard” のこと、百科辞書 “Der Grosse Brockhaus” は次の如く説明している。「それは、中世後期北イタリアの両替業者たるロンバルド人に因んで呼ばれている、銀行の一種の信用貸事業である。…保証手段としての「物品」(Waren) 抵当貸付は、此の数世紀間、所有権留保と抵当物譲与に関する其の詳細な法律的取扱いの故に重要性を失つてゐる。これに反して銀行取引における「有価証券」(Wertpapiere) 抵当の貸付は尚重大な意義を有している。」そこでこゝに問題としてゐる “Das Lombard-Verbot” は、「動産抵当貸付禁止令」と訳されるにしても、此の「動産」は主として「有価証券」を意味しているものと諷解される。即ち此の禁止令はビスマルク施政の晩年一八八七年十一月十日主としてロシア有価証券を対象として発布され、九〇年三月ビスマルク退官を経て、九四年十月二十六日第二代帝国宰相カプリヴィのヴイルヘルム二世に対する猷策に従つて廃止されたものである。

やがて一八八七年四月にはシュネーベレン (Schneebele) 事件が起つて独仏間が頗る険悪となり、七月にはプーランジエ將軍が陸相を免ぜられて両国間の緊迫はやゝ収つたかに見えたが、八五年九月以来のブルガリア事件は、八七年八月オーストリア將校フェルディナンド公推戴問題を機として露塊間に一触即発の危機が連続し、独塊軍部当局ではモルトケ將軍を中心に予防戦争論が力説されていた。一方八六年以来ロシアに於て「皇帝に次ぐ有力者」と云はれていたモスコフ新聞主筆カトコフ

(Karkov) は八月初急逝したが、彼の主唱する汎スラヴ主義とツァー的専制主義に基く反独思想、更に積極的な露仏同盟思想がロシア国内に非常な勢力を振つていた。此の運動の背後には内相トルストイ (Tolstoj) 伯を始め蔵相、検事総長、参謀総長らの如き有力者が控え、僅かに外相ギエールス (Giers) の温健さとツァー、アレキサンダー三世の慎重さが対仏接近を阻止していたのである。

此の間ツァーは、反ドイツ的言論に誘はれて八七年三月にはバルチック諸州における外国人の土地所有に制限を加え、更に五月には港湾及び都市を除き、在留外国人の不動産所有権及び使用収益権を禁止し、ポランドでは外国人が土地管理人たることをも禁止した。

ビスマルクはかゝる情勢に対処して此の年三月にはドイツの一層の軍備拡張を実現し、又同月英塊伊地中海協定を斡旋成立せしめ、五月には伊西協定並びに独塊伊西協定を仲介、締結して、ドイツの国際的地位の強化に全力を注ぎ、六月十八日には独露間の重大な秘密条約たる二重保証条約 (Der Rückversicherungsvertrag) の実現に成功し、露仏接近を極力抑制していたのである。而もかゝる秘密条約の存在を知る者は、兩國の首脳者たちのみに限られていた為、独露関係には表面何等の変化なく、ロシア新聞のドイツ攻撃、これに対するドイツ新聞の反撃は依然として行はれていた。

動産抵当貸付禁止令の発せられたのは大体以上の如き国際情勢に面せ

る時であり、平和の維持を主眼とせるビスマルクが此の危機を乗切るに當つての外交政策は複雑巧妙を極めたが、而も此の禁止令の一挙こそは、凡そ彼に相応はしからぬ外交的大失策となつた。即ち、彼の退官後三ヶ月にしてカプリヴィ内閣の愚策により九〇年六月早くも強行された二重保証条約の不更新が、九一年八月成立せる歴史的な露仏同盟の主因であることは認められるにしても、此の同盟の淵源を辿れば、それは実に此の禁止令に遡ることが出来るのである。即ち、此の禁止令以来、これ迄外国資金の大部分をドイツ市場に求めていたロシアは、必然的にこれをフランス市場に求むることゝなつた。かくて八七年末からデンマルク出身の帰化フランス人ホスキエ(Hoskier)によりフランス銀行家団が組織され、翌年中頃からフランス政府の承認を得て四分利付ロシア公債五億フランの募集が忽ち成功し、翌年には七億フラン、十二億フランと次々に大成功であつた。此の露仏の金融結合から武器注文、ロシアにおけるフランス式火薬工場の建設、フランス人技師によるロシアにおける軍需品製造組織化……と次々に露仏同盟成立の素地が固められて行つた(Cf. G. P. Gooch: History of Modern Europe 1878-1919. p. 164 f.)。

ではビスマルクは何故に、如何なる情況判断から、又如何なる狙いからかゝる禁止令政策を敢行したのであろうか。当時のドイツ外交文書『Die Grosse Politik der Europäischen Kabinette 1871-1914 (Sammlung der Diplomatischen Akten des Auswärtigen Amtes) herausgegeben von J. Lepsius, A. M. Bartholdy, F. Thimme,』第五卷 (Neue Verwickelungen im Osten. Berlin 1922) の補足 A『Das Lombard-Verbot』を中心に、これらの点を検討考察することゝす。

さて此の禁止令に関連ある最初の文書と思はれるものは、八七年五月二十五日付ワルソー駐在ドイツ総領事レヒベルグ (Reichberg) 男より

ビスマルク宛送られた自筆の書簡で、その一節に、「久しい間待たれたツアーの勅令が発せられた。……此の法律に於ては外国人がポーランドにおける土地管理人たる如何なる地位を占めることも許されない。此の禁止令は主としてドイツ人に対して向けられている」云々。(Nr. 138) これに対するビスマルクの公式見解は文書の中に認めることは出来ない。これから二十数日を経て六月十八日には例の二重保証条約が結ばれているが、これより更に二十数日を経て七月十四日付ドイツ外務次官ベルム (Berchem) 伯よりペテルスブルグ駐劄ドイツ大使シュヴァイニツ (Schweinitz) 伯宛書簡の草案をみると、ツアーの勅令以来のロシア政策に対するドイツ新聞の攻撃を当然のことと認むる一千語に及ぶ烈しい文字が綴られている。曰く、「ロシア及び他の外国新聞は、取引所で既に相当感知されている此の新聞戦はドイツ政府によつて吹込まれているのだと主張している。然しロシア自身以外誰も新聞の此の敵愾心を『吹込んだ』者は居ない。……ロシア西部国境における外国人名簿の強奪は、ドイツ民衆の眼には、ロシアに自分たちの資産を委託することは決して安全なわけではないということ、又資本利子税を以て威嚇し始めそれから益々明かとなつてゐる所の其の実施は、外国の流動資本の掠奪をも容易に導き得ることを証拠立てゝいる。平和時に於て既に不動産が没収されているのに、ロシアが再び戦争に身を投ずる場合初めに何が生ずるであろう。このことは余りにも明白な考えであるからして、このことを普及せざる為には新聞に対する政府の干渉を敢えて必要としないのである」云々。(Nr. 1138)。

当時のドイツ外相はビスマルクの長子ヘルベルト (Herbert) 伯であり、此の外務次官のドイツ大使宛文書の中にビスマルクの意向が反映されていることは、容易に想像される。神川彦松博士は「近代国際政治史」の中で、(下巻 II、二二頁) ビスマルクが「ドイツの世論に動かされて禁止令を発した」と述べていられるが、「ドイツ新聞を煽動した」

とは述べていられない。之に反してグーチ教授は、ビスマルクが「ロシアの有価証券に対する新聞攻撃を奨励した」と述べている。(History of Modern Europe 1878-1919. p. 164)。然し乍ら後に挙げる十月十一日付文書に、「ドイツ政府が新聞を利用したと判断される言葉がある故、神川博士の言葉は肯定し難い。むしろ新聞を利用してドイツの世論を動かした面が強いのではなからうか。従つて上述の如く外務次官がドイツ大使宛、政府は新聞に全く無干渉だと申し送つてゐることは額面通りに受取れない。思うに、此の夏頃まではビスマルクはツァーの勅令に対する公式見解の発表を避け、ドイツ新聞のロシア政策攻撃によつてロシア側の対ドイツ政策冷淡化を索制したものと察せられる。

ビスマルクは回想録の中で、(Gedanken und Erinnerungen. Bd. II. p. 271 f.)、ベルリン会議におけるゴルチャコフの我儘を非難して、彼にはドイツを自分の意志のまゝに動くべき召使の様に考えがちな伝統的悪習のあることを冷笑しているが、外務次官の此の書簡にもビスマルクの考え方と相通ずる次の様な一節がある。「ロシア人は、政策におけると同じく経済問題に於ても、ドイツは自らに提供されたる一切の物に満足していねばならない人助けを好む隣人であり、絶えず支払いを求めてゐる債権者である以外ではあり得ないという前提の下に、報酬なきドイツの奉仕を自明のこととして受取ることに慣れてゐる」云々。そこで外務次官は此の点について何等かの対策を講ずべきを示唆し次の如く言及している。「此の誤解を啓蒙する為には恐らく尚、ロシアの有価証券及びルーブル為替相場の暴落以外の他の方策を必要とするであらう。然し乍らドイツがロシアに対し良好なる政治的關係にあることに對し価値を置けば置く程、ロシアが同権と互惠主義とを承認するよう努力することが益々重要となるであらう。ドイツはそれ故、たとえ差当つては他の専ら實際的諸目的に向けられてゐるにしても夫れにも拘らず此の努力を助長する所の行動のみに同意するであらう。」

一八八七年の動産抵当貸付禁止令

こゝに云う独露對等の権利と對等の恩恵をばロシアが承認する為のドイツ政府の啓蒙的行動は、此の文書では未だ具体的には示されていない。これから三日の後即ち七月十七日ビスマルクの邸宅のあるヴァルヂン(Vargin)に滞在中の外務省參事官ランツォウ(Rantzau)伯は、ビスマルクの依頼を受けて駐露大使シュヴァイニツ宛次の如く書いてゐる。「ロシアの借入金に對する不信用をツァーの勅令と関連させることは全く正当である。……ロシア法護の保度の下にある所有権が突然に無効とされ得るといふ驚愕は、負債者としてのロシア國家の確実性に對する信用をも亦動揺せしめた。此の勅令によつてロシアにおける土地所有権を失つた人々は、大部分ドイツにおける教養ある又有力な階層に屬して居り、彼等はロシアにおける更に加はる動産の不安の意味に於て此の勅令から引出す結論を新聞の中で主張する立場にある。其の買手は見出されないであらうといふ確實な前提を以て彼等の所有地の譲渡を強制されるが故に、彼等は勅令の中に間接的な無賠償土地収用を看破してゐるのである。閣下はこのことについて一層の抗議を結付けることなく、此の意味に於てギエールス氏及びその他の人々に対し折にふれて意見を述べられたい。」(Nr. 1139)。

以上ビスマルクがドイツ大使を通じロシア外相らに訴える所は、前の外務次官の書簡よりも余程穩かで、勅令によつてドイツ人の不動産を奪うことは、更に動産に對する不安をも惹起し、ロシア國家の信用を失墜せしめ、ドイツ新聞のロシア攻撃の理由となつてゐることを繰返し述べ、ロシアの考慮を促したに止つて居り、未だ動産抵当貸付禁止令については考え及ばなかつたようである。此の書簡より十日前即ち七月七日にはブルガリア議會が英澳の策謀によりフェルディナンド公を君主として戴くことを決めたが、ビスマルクは二重保証條約中の追加條項即ち「コンスタンチノーブル及びブルガリア問題についてロシアに好意を示す」との約束に従つて、ロシアを支持してブルガリアとの外交關係を断絶し

た。即ち、六、七月頃におけるビスマルクのロシアに対する公式態度は極めて協力的であつた。

然るに十月十一日、フリードリッヒスルー (Friedrichsrub) に田園生活を送つていたビスマルクに代つて、ベルリンにて記録された外相ヘルベルトの覚書を見ると、近いうち禁止令を發布することに就てのビスマルクの決心が始めて明かである。其の冒頭に曰く、「外国有価物に対するドイツ民衆の偏愛を克服する為に殿下は、ロシアに対する新聞攻撃が続行されるべきこと、又ロシアの所轄長官が、将来外国有価証券が抵当としても受取られず又投資目的の為に購入されないよう、更に亦夫れについては官庁は直接であれ監督上であれ協力せねばならない」とい命令を其の下級官庁に下すべきを決心された」云々。(Nr. 1140)

先に挙げた七月十七日付ビスマルクの代筆者外務省参事官の駐露大使宛書簡に比べて、此の覚書に於てはロシアに対するビスマルクの態度が非常に強硬となつてゐる。其の一般的原因としては、此の年の夏以来ロシアの金融政策を繞る兩國の新聞戦が激化してゐたことが考えられるが、直接的近因としては、当時フランスの復讐政策の公然たる主唱者(昨夏訪露に際しては大歓迎を受へ)にして、「愛国者連盟」(La Ligue des Patriotes)の指導者であり、有名な「兵士の歌」(Le Chants du Soldat)の作者たるデルレード (Dérouté) の極端なる反独宣伝 (Cf. E. M. Carroll : Germany and the Great Powers 1866-1914, p. 229 f.)、殊に此の覚書より四日前即ち十月七日に行はれたツァーの甥近衛軍司令官モスコニコラス (Nicholas) の露骨極まる煽動演説であつた。即ち大公はダンケルクを航行中のフランス汽船ウルグアイ号の船縁でフランスに対する乾杯の辞を述べたが、それはフランス紙の報ずる所に依ると、露仏の即時的共同戦争についての示唆を含んだものであつた。(Die Grosse Politik. Bd. V. S. 305. Randbemerkung)

これに刺戟されて事件の翌々日即ち十月九日フリードリッヒスルー滞在中のビスマルクが外務省参事官ランツォウ伯に記録せしめた、ロシア駐割代理大使ビューロー (Bulow) 宛の覚書によつて、ロシアに対する当時のビスマルクの心境の注目すべき緊張振りを窺うことができる。曰く、「ロシアに対する不信は、ドイツに対するロシア政府の態度とロシア国内、デルレード及びモスコニコ大公に対するロシア政府の態度との矛盾の必然的結果である。……………ロシアに対する不信の是等の要因は、ドイツの全政策に対し殊にビスマルク殿下の政策に対しこれ迄全く縁遠いものであつた。然るに今日殿下としては、ロシア当局による対ドイツの平和気分の建設に対する信頼が動揺させられてゐることを否定できない。……………嘗て友好的なりし強国間にかゝる動揺が生ずるや否や最悪の事態に遭遇し、ドイツは必然的に自国の予防策の為に露仏の同盟追求に對抗し、他の同盟によつて自らを安全ならしめんと求むるに到る。このことは単に防禦的目的から生じたにしても、我々の意志に反して強要されたるドイツ政策のかゝる変更は、ドイツが之まで喜んで支持してゐた領域におけるドイツの態度の変更をも余儀なくせしめる。」(Die Grosse Politik. Bd. V. pp. 303-305)。こゝに云う「領域」とは、コンスタンチノーブル及びブルガリアを指している。即ちコンスタンチノーブル(ボスフォラス、ダーダネルス両海峡自由航行権を含む)及びブルガリア問題に対するドイツのロシア支援の義務を追加議定書に明示せる六月の二重保証条約は、三箇年の約束期限を経ずして場合によつてはビスマルクにより將に破棄せんとする容易ならぬ情勢にあつた。かくてビスマルクは此の覚書の中で、過ぐる二重保証条約締結の談判に際してロシア大使シュヴァロフ (Schwarow) が、いかにもドイツはロシアよりも遙に強く同盟を欲しているが如き態度をとつたという印象について、激しく不満を洩らし、ドイツはたとえ同盟国がなくとも独力で露仏兩國を相手に防衛戦争ができることを、数字や武備の現状を挙げて具体的に論

じている。そしてランツォウ参事官は此の覚書の最後の箇所で、「ニコラス大公の乾杯の辞を載せている “Figaro” 新聞の記事をビューロー宛送るに当つて、帝国宰相殿は、最後の節で大公によつて用いられた “Sous peu toutefois” (然し乍ら近々) などの言葉は、三箇年期限の条約に極めて符合しているということに注意して欲しいと依頼された」と特に附記している。

ビスマルクの此の十月九日の覚書の全文を覆うているロシアに対する又となく強烈な反撥の気分が、既述の十月十一日付文書にみらるゝ動産抵当貸付禁止令発布の決心を容易ならしめたことが察せられる。さて此の十月十一日付外相ヘルベルトの覚書 (Nr. 1140) には、随所にビスマルクの註が載つているが、外相が、「外国有価証券の抵当貸付を帝国銀行によつて制限することは、ドイツの経済的及び政治的關係に於て差支えないことであるかどうか」との質問に対し、ビスマルクは「然り」と肯定している。更に外相が、「かゝる方策は何等異常なものを伴はないであろう。ドイツはそれに依つて単に、外国有価証券を抵当に貸付を行つていないロンドン、パリ及びローマの銀行の例に従つてに過ぎない。」と註している。更に外相は次の如く記している。「此の方策が外国有価証券の購入に対し防止的な作用を為すであろうということは、動産抵当貸付事業の意義からして明かである。此の事業は殊に、民衆が現金を必要としている月末清算の時期に極めて老大なものである。目下ドイツ諸銀行は四〇の外国有価証券に対し抵当貸付を行つているが、其の二三〇はロシア有価証券である。」こゝでビスマルクの感嘆詞が註されている。更に外相は次の如く続けている。「此のロシア有価証券から抵当貸付資格が取去られるとしたら、夫れによつて国内有価物に対する投資への實際的動機が生ずるであらう」云々。

然し外相は即時的禁止令の発布は経済界を混乱せしむべきを恐れ、漸

一八八七年の動産抵当貸付禁止令

次の制限を考えている。そして禁止令発布の下準備として資料の報告を帝国銀行に指示すべきを内務大臣宛連絡せんとしているが、此の点でビスマルクは、「然り」と承認しつつ、然し乍ら、「ロシアの証券」(russische Papiere) と呼ばずして、単に「外国の証券」(ausländische Papiere) と呼ぶべきであると註している。こゝに、ビスマルクのロシアに対する極端なる内心の反撥にも拘らず尚政治的考慮が窺はれる。

十一月一日付外相ヘルベルトの覚書 (Nr. 1123) に依ると、此の日彼は駐独ロシア大使シェヴァロフ伯に、伯の帰国以来久し振りで会つてゐるが、今夏以来のドイツ新聞のロシア金融政策に対する攻撃を大使が詰つたのに対し、反論して、十二年このかた行はれてゐるロシアの禁止的関税立法を責め、更に、「ロシアに於て絶えず戦争について語られ又フランスが煽動されている時、ロシアの経済的繁栄に対する期待はいづこにも存在し得ない。」と内心の憤懣を記して居り、之に対しビスマルクが「然り」と註している。

十一月三日ペテルスブルグ駐割代理大使ビューローからビスマルクに宛てた書簡には次の如き一節がある。「アレキサンダー三世は、己をドイツとの戦争に駆り立てようとしている所のもは、其の際何よりも先づ専制政治の崩壊を狙つてゐるのであるということを知つてゐる。尚外相ギエールス氏は、軍隊の現状から対独戦争は不可能であると語つた」云々 (Nr. 1126)。これから観ても、ロシア帝国朝野を挙げての反動的思潮の中に在つて、既述の如く、ギエールスの穩健さとツァーの慎重さが戦禍の大きな支えとなつてゐることが推測される。

越えて十一月六日付フリードリッヒスルー滞在中の外務省参事官ランチョウ伯自筆の覚書 (Nr. 1127) に依ると、ビスマルクはロシア有価物に対しどの程度の抵当貸付禁止を行ふべきかにつき帝国銀行に対し尚一層の報告を求めている。又禁止について表面の理由を、「ロシア財政が一般に殆んど信頼の念を起させない」という点に置くか、又は理由を全

然挙げないよう考えている。

十一月十日に到り遂に内務大臣ボエチヘル (Boetticher) 名を以て帝國銀行に禁止令が発せられた (Nr. 1142) が、之と同じ日に外相ヘルベルトが自ら認め、ヴィルヘルム一世に宛てた五項目に亘る長い浄書のフランス文覚書 (Nr. 1127) が載つてゐる。当時偶々偽造ブルガリア文書 (Bd. V. Anhang B. die gefälschte Korrespondenz des Prinzen Ferdinand von Koburg) を繞る事件が起つていたが、アレキサンダー三世は此の真相を確かめる為に、十一月十八日コペンハーゲンからベルリンに來りヴィルヘルム一世及びビスマルクと会見することになつてゐた。此の会見に當り、世の中の辛酸と甘美とを噛み分けた老齡のドイツ帝が、ツアーを口説く為の心得書としてビスマルクが起草したものが、此の覚書で、其の大意は次の如くであり、禁止令発布前後に於てビスマルクがロシアをドイツ側に牽制すべく如何に巧妙で且自信を有つていたかを偲ぶことが出来る。曰く、「ドイツ帝は、來るべき戦争は革命かそれとも君主政体かという論争の問題を決するであろうということ、ツアーに言明すべきである。若しフランスが勝利を得るとすれば、ドイツは一層革命に近づくであろう。全ロシアが欲している所のものは夫れなのか。ツアーがフランスとの同盟に入る場合彼の狙いは東歐の統治者たちを脅かすことであるか。若しオーストリアが崩壊すれば多数の共和国が起り、バルカンにも亦共和国が生れるであろう。ロシアのみが僅かにかゝる変革を免れることが出来るであろう。尚又君主たるものは、可能な限り戦争を避くべきである。何となれば人民は今日、一八七〇年戦争後のフランスに於けるが如く、統治者を敗戦の責任者と看做すという唯一つの理由によつてである。ドイツに於てすら、敗戦の場合に共和国建設の可能性が増大するであろう。其の際フランスの無政府主義者はドイツの社会主義者及びロシアの革命分子と手を結ぶであろう。今や法と秩序の力に対する赤旗の戦争が唯一つの戦争である」云々。

一八九四年十月二十四日カプリヴィはヴィルヘルム二世宛この禁止令の撤廃について上書献策しているが、其の中に曰く、「此の禁止令は、独露間緊張の時期即ち一八八七年十一月に制定されたものであり、此の方策が政治的關係の中に存していた徵候的意義と相並んで、ドイツ人のロシア有価物所有者が従来よりも尚一層真に其の有価物から解放され、又ドイツの市場がロシアの新たな公債発行に対して閉ざれることがらに貢献すべきものであつた。……此の方策は上述の如く専ら政治的乃至金融政策的動機を基礎としている。……此の方策が政治的性格を有している限り、夫れは独露相互接近の一層の發展を妨ぐべき敵対的氣分の徵候として特色を有している」云々。(Nr. 1143)

カプリヴィに依ると、今や第一に政治的には、兩國間の關係は改善されてゐるのに、殊に通商条約の締結以來この禁止令はロシア人にとつてドイツ人の悪意の所業と解せられてゐることは甚しく面白くない。又アレキサンダー三世は現在死の床に就いて居り、(十一月一日歿)ロシア人の此の不幸に対する同情の意を表はす為に即時廃止すべきである。更に第二に金融政策的には、ロシア有価証券のフランスにおける相場價格が非常に高いので、此の禁止令を解除したからとて、巨額のロシア有価証券がフランスからドイツへ逆流することは有り得ない。カプリヴィは此の二つの観点から禁止令の解除をカイゼルに奏請し、翌日承認を受け、其の翌日即ち十月二十六日から実施された。

以上ドイツ外交文書に基いて検討考察の結果として凡そ次の如く結論することが出来る。

ビスマルクが動産抵当貸付禁止令の発布を決意したのは、大体一八八七年十月十一日頃である。而して此の禁止令は、グーチの云う如くロシアの関税引上げ及び三月と五月とのツアーの勅令に対する單なる報復 (retaliation. History of Modern Europe 1878-1919. p.164) であると断言することは出来ない。即ち先づ第一に、彼がかゝる決意を為す

に至つた前提条件としては、(一)、当時独逸同盟、二重保証条約を中軸とする同盟組織が厥存して居り、彼は露仏同盟成立を阻止し得る自信を有していたこと。(二)、彼の絶対的平和政策にも拘らず万一露仏が結付いて戦争となつたにしても、之に対する防衛戦争に確信を有つていたことが推定される。第二に、禁止令発布の原因としては、(一)、此の禁止令は独逸露間における政治的経済的關係の悪化に別に影響するものにあらず、カプリヴィの云う如く、両国間緊張の政治的一徴候にすぎないと比較的輕視したこと。(二)、此の禁止令によつてドイツ国内有価物に対する投資を増大し、一方ではロシアの土地、金融などに関する反独政策にブレーキをかけ、物心両面での同権と互惠主義とを実現せんと企てたこと。(三)、直接の動機としては、十月七日のモスコ大公の露骨極る反独演説であり、禁止令は、此の反独演説を頂点とする一連の汎スラヴ主義及び其の實踐に対する振子の振動にも比すべき一種の反動作用であつたことが推察される。それ故此の禁止令は結果的にはたとえ大失敗であつたにせよ、夫れはビスマルクの洞察力と遠慮深謀とを以てしても免れ得なかつた所の、両国間異例の緊張より生じたる騎虎の勢とも称すべき必然的帰結であり、嘗て經濟問題に疎かりしメッテルニヒが、ドイツ統一の下地となつたかのプロシアを中心とする關稅同盟の成立に無關心であつたことと、日を同じうして論ずることは出来ないと思う。

(史 学 教 室)